

越谷市立小中一貫校整備PFI事業 基本協定書(案) 新旧対照表

No	本編	別紙	頁	条	1	(1)	項目等	基本協定書(案)(令和4年12月23日)	基本協定書(案)(令和4年12月23日公表)	備考
1	○		3	6	1		事業契約等	第6条 本基本協定締結後、市及び事業予定者は、令和5年8月10日までに、仮事業契約を締結するものとする。	第6条 本基本協定締結後、市及び事業予定者は、令和4年8月10日までに、仮事業契約を締結するものとする。	
2	○		5	12	1	(2)	談合その他不正行為に係る損害の賠償	(2)事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、事業者に対する独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)	(2)事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、事業者に対する独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)	
3	○		6	13			秘密保持	第13条 市及び事業者は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示し、及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業及び構成企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合並びに市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。	第13条 市及び事業者は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示し、及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業及び構成企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合並びに市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。	
4		別紙						* 事業スケジュールの見直しに合わせて、年度、日付等を修正	—	